

長崎県公立大学法人DX推進委員会規程

令和3年12月6日
規程第121号

(設置)

第1条 長崎県公立大学法人組織規則(平成20年規則第3号)第18条の規定に基づき、長崎県公立大学法人(以下「法人」という。)及び法人が設置する長崎県立大学(以下「大学」という。)におけるDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進を目的とする「長崎県公立大学法人DX推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、法人の理事長に意見をのべるものとする。

- (1) 法人及び大学におけるDX推進についての基本的な方向に関すること
- (2) 大学における「教育」と「研究」及び事務的支援機能の効率化及び高度化に関すること
- (3) その他、法人及び大学におけるDX推進に関し必要な事項

(組織及び運営)

第3条 委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

- (1) 副学長
 - (2) 学長補佐
 - (3) 法人事務局長
 - (4) シーボルト校事務局長
- 2 委員会に委員長を置き、委員長は情報関係を所掌する副学長をもって充てる。
 - 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
 - 4 委員長は、委員会の業務及び運営を統括する。
 - 5 委員長は、必要に応じて学長に助言を求め委員会における審議を深めるとともに、委員会を適切に運営するよう努めるものとする。

(議事)

第4条 委員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(意見聴取)

第5条 委員長は必要に応じ、第3条第1項に定める者以外の教職員に委員会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(報告)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会における審議内容等を法人の理事長に報告し、指示を受けるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局企画広報課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 (令和3年12月6日規程第121号)

この規程は、令和3年12月6日から施行する。